令和元年度第１回　大東市子ども子育て会議

日時　　令和元年　６月　２１日（金）　午後４時３０分から

場所　　大東市役所　厚生棟２階Ｂ会議室

出席者：合田委員（会長）、長谷委員（副会長）、永田委員、前田委員、宮田委員、守屋委員、

　　　　中村委員、河村委員、土砂委員、山本委員、中田委員、岩崎委員

事務局：福祉・子ども部　青木部長、田中総括次長、

　　　　子ども室：向井課長、栗田課長、杉谷課長、道岡、吉田

　　　　生涯学習課：平岡課長

＜次　第＞

１．開会

２．委嘱状の交付

３．副市長挨拶

４．議事

（１）第２期大東市子ども・子育て支援事業計画の構成および骨子案について

（２）幼児教育無償化について

（３）その他

５．閉会

１．開会

事務局ただ今より、令和元年度第１回「大東市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

２．委嘱状の交付

事務局

開会に先立ちまして、西辻副市長より委嘱状の交付をさせていただきます。事務局よりお名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立ください。

（事務局より最初の方の名前の読み上げ）

副市長（委嘱状読み上げ）

（最初の方に委嘱状を交付）

（その後、出席者一人ずつ名前を読み上げ、副市長より委嘱状を交付）

３．副市長挨拶

事務局続きまして、副市長よりごあいさつさせていただきます。

副市長

本日、大東市子ども・子育て会議を開催しましたところ、皆様には公私何かとお忙しいなか、出席を賜りまして誠にありがとうございます。平素より皆様には子ども・子育て行政にあたり格段のご支援、ご協力を賜り、また、本委員を快くお引き受けていただいたことに、重ねて感謝申し上げます。

さて、本市では、平成２７年度の第１期大東市子ども・子育て支援事業計画の策定以降、待機児童ゼロのまちづくりを重点目標として、本市で子どもを産み、育てたいと思っていただけるよう、様々な子育て施策に取り組んでまいりました。その成果として、平成３０年度以降、２年連続で待機児童ゼロを達成するなど、子育てしやすいまちの実現に一歩一歩着実に近づいているところです。

本年度は第１期計画の進捗状況を踏まえながら、新たな課題やニーズへの対応を盛り込んだ第２期計画の策定を進めます。また、皆様もご存じのとおり、本年１０月より、少子化対策の一環といたしまして、幼児教育・保育の無償化が予定されています。これは、従来の子ども・子育て施策に関する国の方針の一大転機でもあります。本市におきましても、実施に向けた準備をこれから本格化していくところでございます。

委員の皆様におかれましては、各方面で子どもの健全育成に携わっていただいているところではございますが、本市で生まれ、育っていく子どもたちが安心して成長できる安定した子育て環境の実現に向けて、この子育て会議の中で、それぞれの経験を生かしたご意見、ご提案を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局

大東市子ども・子育て会議につきましては、今年度初めての開催となりますので、ここで改めまして委員の方、事務局の紹介をします。

（出席委員の紹介）

本日は、１２名の方に大東市子ども・子育て会議委員として委嘱させていただきました。ご欠席の方につきましても後日委嘱します。今後２年間、よろしくお願いいたします。

続いて、本日出席しております事務局の職員を紹介します。

（事務局職員の紹介）

４．議事

（１）第２期大東市子ども・子育て支援事業計画の構成および骨子案について

事務局

続きまして、大東市子ども・子育て会議の議事に入りたいと思いますが、「大東市子ども・子育て会議条例」第４条の第１項の規定により、会長および副会長を置くこととなっています。

選出は互選となっていますが、いかがいたしましょうか。よろしければ、事務局に一任していただけますか。

～異議なしの声あり～

事務局　ありがとうございます。それでは、事務局より推薦します。会長につきましては、保育学科の学識経験者であり、幼稚園教諭および保育士の養成をされておられます、四條畷学園短期大学教授の合田委員に就任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

～異議なしの声あり～

事務局　合田委員よろしいでしょうか。合田委員　謹んでお受けいたします。

事務局

ありがとうございます。次に会長が不在の場合、大東市子ども・子育て会議条例」第４条第３項の規定に基づき、この会議の進行管理をしていただく副会長の選出でございますが、児童福祉学科の学識経験者であります、花園大学准教授の長谷委員に就任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

～異議なしの声あり～

事務局　長谷委員よろしいでしょうか。

長谷委員謹んでお受けいたします。

事務局

ご承諾ありがとうございます。では、会長、副会長には、いろいろお世話をおかけすると思いますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、合田会長より一言ごあいさつを頂戴したいと思います。合田会長、よろしくお願いします。

合田会長

ただいま、皆様方から会長に選出いただきました合田でございます。改めまして、よろしくお願いいたします。大東市として、子育てしやすいまちづくりを進めていくための第２期の支援事業計画ということで、委員の皆様方からご意見をいただきつつ、本会議を進めてまいりたいと思います。ご支援、ご協力のほどよろしくお願いたします。

事務局ありがとうございました。

本日は、１４名中１２名の出席をいただいておりますので、大東市子ども・子育て会議条例第５条２項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告します。　続きまして、本日の会議に使用します資料の確認をします。お手元の資料をご覧ください。

まずは、本日の次第

資料１　大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書概要版。

資料２　第２期大東市子ども子育て支援事業計画骨子案

資料２につきましては、先日郵送しましたが、一部訂正がありますので該当ページのみ追加しています。差し替えをお願いします。

資料２－１　第２期大東市子ども子育て支援事業計画構成（案）

資料２－２　重点施策（案）「未来に続く子ども・子育て支援」

資料３　幼児教育・保育の無償化

資料４　委員名簿

資料５　座席表

以上の資料１～５となりますが、すべてお手元にございますか。もし、無いようでしたらお申し出ください。

それでは議事に入りたいと思いますが、進行については会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願いします。

会長

それでは議事に入りたいと思いますが、まず、本日の会議に傍聴の方が来ておられます。傍聴の方には「大東市子ども・子育て会議傍聴規則」の規定を順守し、傍聴に望んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）に入らせていただきますが、事務局より、「（１）第２期大東市子ども・子育て支援事業計画の構成および骨子案について」の説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元の資料の説明をします。まず、本日配布しました資料１「子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書　概要版」より説明します。こちらは、本年２月、平成３０年度第３回の会議において、報告書の素案の説明をしましたが、その後、この素案を報告書本編として完成させ、その本編より抜粋したものを概要版として取りまとめたものです。

詳しい説明は割愛しますが、「Ⅰ　調査実施の概要」が報告書本編の１章にあたるところです。なお、本編の１章の末尾には「６．調査結果からみた課題分析」として、課題１～１０をまとめているところを、概要版としては、「Ⅱ　調査結果の概要（課題のまとめ）」として、１つの課題につき見開き２ページとして、本編の第２章以降で記載している関連するグラフ等を加えたものとしました。そして、各課題のページの最後に今後の課題や必要とされる施策等について整理しています。それぞれの説明については割愛します。

最後の２６～２７ページは２月の第３回会議において、その時点では自由回答のとりまとめが間に合わなかったのでサンプルとして示しただけですが、このページに示すような「共起ネットワーク」といった図によって自由意見を取りまとめることをお伝えしました。これが完成したものです。

個々の意見を紙面に記載することは割愛していますので、一部の意見を紹介しますと、まず、就学前児童の保護者の意見として、このネットワークの図の下の方に「子ども」「公園」「利用」といった言葉が入った意見が多く出てきたことが示されていますが、これらの具体的な例としては、「近所に広い公園があるものの、ボール遊びをするとすぐに近所の人に注意されたりする。キレイな公園で子どもにとっても大切な場所なのに、監視されている感じがしてかわいそう。」「子どもの遊び場に関して、親が付き添って行く距離なら公園があるが、子どもが一人で行くには遠く、公園の新設が難しければ、小学校の校庭で遊ばせてもらえるとありがたい。」といった意見がありました。

ネットワーク図の上の方には、「子育て」「支援」「支援センター」といった言葉が見られますが、こちらの具体的な例を紹介しますと、「他市から結婚を期に住み出したんですが、子どもをもつと色々大東市の子育て環境について足りないと思う面があると感じています。例えば子どもが夜間や休日、病気になると連れて行ける病院が近隣にない。夏休みはプール（市営）も近隣になく、結局車が無ければ困る事がある。」といった意見がありました。

就学児童の保護者の意見については、ネットワークの左上あたり「子ども」「多い」「環境」といった言葉が見られますが、近所に会社や工場が多い、車が多く危険といった安全面に問題があるといった意見がありました。また、左下の方では「児童クラブ」「利用」といった言葉を含む意見も多かったところです。

調査結果の報告は以上として、資料２の説明に入ります。資料２と合わせて資料２－１もご覧ください。資料２－１には計画書の構成（案）を示していますが、上側の破線の四角で囲った部分が、資料２の骨子案に当るところです。全体として５章、６章、７章となりまして、次回の会議では、５章、６章を含めた素案の作成を進めていく予定としています。時間も限られておりますので、抜粋した説明となりますが、資料２を説明します。

第１章の冒頭は「計画策定の趣旨」として、これまでの動向についても触れていますが、２ページをご覧いただきますと、施策の取組について文章ではなく、時系列にまとめた図を整理しています。例えば現計画の策定以降の動きとしては、２０１６年の「ニッポン一億総活躍プラン」「子育て安心プラン」とった取組が新たに進められようとしています。

３ページの計画の位置づけについては、説明を割愛します。

４ページの計画の期間につきましては、現在の計画が平成３１年度、令和元年度に終了するところで、来年度から第２期計画がスタートします。

５　計画策定の方法は、今後、秋から冬にかけて素案の作成を進めていきますが、その素案をベースにパブリックコメントに諮り、市民の方からの意見を反映させた上で最終案の作成を進めることとしています。

続いて「第２章　子ども・子育てを取り巻く状況」として、主に人口・世帯等の統計等についてまとめています。人口の推移は７ページに記載の通りであり、（２）就学前児童人口の推移は全体的には減少傾向にありますが、一部の年齢層は増加が見受けられるところです。また、８ページ、就学前人口の推移は４地区に分けた推移も整理しています。全体的に減少しているものの東部地域については減少幅が他の地域に比べて小さくなっており、下の地図を見ていただきますと、グレーがかかっているところが増加、斜線のところが減少となりますが、東部地域においてはグレーがかかっているところも一部見られます。

続いて９ページ・１０ページをご覧ください。まず、（３）は自然動態、社会動態の推移で、平成２７年には、上側の実線と破線が近づいている、転出者数と転入者数が同じくらいの数になりましたが、その後は破線の転出者数が実線の転入者数を上回る転出超過となっています。

１０ページは、通勤通学の状況ということで、大東市周辺の自治体と比較を進めております。市外への通勤では、やはり大阪市の通勤が比較的多いところとなっています。下の表は他市町から通勤者・通学者を整理していますが、大東市の特徴としては市外から通学している人数が多く、とりわけ１５歳未満に限ると他の自治体の比率と比べて最も高くなっています。この辺りは、私立中学や高校の立地も進んでいることが考えられるので、そのような資料も今後も追加していくことを考えています。

続いて１１ページをご覧ください。合計特殊出生率の推移について、大東市と大阪府と全国を比較したデータを整理しています。大東市においては平成２６年にかけて上昇傾向を示していましたが、その後は減少し、大阪府、全国を下回る結果となっています。１１ページ（７）、１２ページ（８）（９）の説明は割愛します。

１３ページから１８ページは「子育て家庭の状況」ということで、既に報告いたしました「ニーズ調査報告書」を抜粋して整理しています。説明は割愛します。

１９ページをご覧ください。ここからは就労状況についてまとめています。なお、ここに記載しているグラフについては訂正があり、平成２７年と１７年の凡例が入れ替わっております。女性労働率の経年比較としては上昇傾向にありますので、グラフの下に示している表の数値が正しく、凡例の表示が誤っております。下のグラフは、平成２７年の大阪府、全国と比較したものとなりますが、大阪府とほぼ同じ水準となっており、全国をやや下回っています。

２０ページ以降につきましても、既に「ニーズ調査結果報告書」で報告した内容となりますので、説明は割愛します。

２６ページをご覧ください。教育・保育事業といったところで前回計画の策定時より幼稚園、保育園、認定こども園の変化を整理しており、既存の幼稚園、保育園の認定こども園への移行が進んでいることが分かります。それを踏まえて２７ページを見ていただきますと、前回調査と昨年度のニーズ調査結果を比較したものとなりますが、左側の利用状況は、認定こども園の利用が前回調査から大きく増加しています。２８ページ以降もニーズ調査結果報告書の抜粋となるので説明は割愛します。

３３ページをご覧ください。「第３章　子育て支援事業計画の進捗状況」は、実績等の数値の整理を進めていますが、今回は第２期計画となることから、第１期計画がどのように進んだのかを踏まえて、幼稚園、保育園、認定こども園の定員、利用者数の推移について整理を進めます。また、３４ページの地域子ども・子育て支援事業も同様に整理を進めます。計画における見込量、実績値にどのような差があったかなどの検証も進めます。

３５ページの「３　個別施策の評価」は、第１期計画の施策の評価を行っていきますので、関係各課に事業評価を依頼する予定としています。

そして、事業の進捗状況や事業評価を踏まえて第１期計画の総括し、課題等についてまとめていく予定としています。

３６ページからの第４章は、基本理念や基本目標は第１期計画の踏襲を基本としますが、３５ページで取りまとめた課題を踏まえての新たな視点の追加についても検討を進めていくことを考えています。次回の会議において素案として示させていただければと思います。

以上が、資料２、２－１の説明でございます。

会長ありがとうございました。

事務局続いて資料２－２について説明します。

本計画の重点施策についてまとめた資料です。本市の第１期事業計画では５年間の計画期間において、特に取り組むべき課題として待機児童ゼロのまちの取り組みを重点施策として定め、働く親が子どもを育てやすい環境を整えることにより、全ての親が仕事と子育てを両立できる街を目指して、多機能型保育施設や小規模保育施設を新設。民間保育所の定員枠の拡大等様々な取り組みを行ってきました。その成果として、平成３０年度から２年連続で待機児童数ゼロを達成しています。今年１０月の就学前教育、保育の無償化の実施等保育ニーズは増加傾向にあるため待機児童対策は継続していきますが、第２期計画の策定については重点目標を「未来に続く子ども・子育て支援」と仮に定め、第１期計画期間で進めてきました子ども・子育て支援事業をベースに市内のどこに住んでいても、安心して子育てに取り組める子育て環境の安定化を目指していきたいと考えています。具体的な取り組みは、資料に示してあるように、２本柱の組み立てを検討しています。１つ目の柱は、多様化する保育ニーズへの対応に向けた取り組みの強化です。昨年８月より実施している大東市版ネウボラや、今年１２月より事業開始を予定しているスマートフォンアプリを活用した子育てアプリ等相談支援や情報発信の充実により、子育て家庭とサービスを繋げ、子育て安心の街づくりを進めていきます。また住道近くの拠点から市内保育施設へ子どもの送迎を行う送迎保育ステーションの利用拡大に努める等第１期計画で実現した保育サービスの普及により、市内全域に渡って子育てしやすいまち・大東の実現を目指していきます。２つ目の柱は、就学前教育・保育サービスの平準化です。資料にあるように平成２７年度の新制度開始以降も本市の就学前児童の人口は減少を続けており、５年前に比べて約５００人の減少となっております。また待機児童対策による利用定員枠の増加により５年間で約４５０名の定員を拡大しましたが、西部地域、南部地域においては利用者が定員を上回っている一方で、北部地域、東部地域においては、定員割れが発生している状況です。第２期事業計画策定については、これらの状況に対応するため地域的な人口の変動を推計し、公立施設の在り方の検討を含めた教育保育施設の需給バランスの調整を図っていきます。重点目標については事業計画の方向性を示すものとして今後素案の作成を進めていく中で、第２期事業計画にふさわしい目標となるよう慎重に検討していきます。今回提示したものはあくまでたたき台であるので、皆さまからの自由なご意見を頂きたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

会長ありがとうございました。今事務局から報告がありましたが、ご質問等ございますか。もしあれば挙手の上、ご発言よろしくお願い致します。いかがでしょうか。

Ｋ委員

先程、保育ニーズと認可定員は地域的にギャップがあるという話がありましたが、それは何故そういう事が起こるのかというのはアンケート等取っていますか。自分の家に近い所の方がいいとか何が原因でこうなってしまっているのでしょうか。働く女性からしたら駅に近い方が、電車で行く人であれば、通勤のついでに子どもを預けるというメリットがあるから駅の前が人気だと思います。ギャップがあるのは分かりましたが、その原因が分からないとこの問題が解消されないと思います。

会長

Ｋ委員のどうしてギャップがあるのかその原因を事務局は把握しているのかお願いします。

事務局

今のご発言いただいた内容ですが、保育のギャップはどうして生れてきているのか。それが第２期計画策定にあたって我々で検討をしていくべき点であると思っています。第１期計画策定にあたっては、子育て世代の人口を拡大していく。その中で必要とされる保育量を確保していくという目的に基づいて目標設定を立てて、保育所の増設あるいは定員の増加をお願いしたという経緯があります。一方市内の子育て家庭の居住のニーズについては、地域において利用に色々な違いが出てきています。具体的には市の西部地域は定員を超える利用がある一方で、東部地域については、高齢化等によって相対的に保育ニーズが落ち込んできているという状況はあります。市全域で保育の受け皿となる保育量の拡大を進めてきましたが、保育の受け皿の拡大と保育ニーズの変動の２つの要素がかみ合っているところと、かみ合っていないところ出てきているため、保育ニーズのギャップというのが生まれてきていると思います。今回、第２期計画策定にあたっては、地域別にもう少し詳しく分析をして、将来的に保育所・幼稚園等が安定的に運用をしていく形で検討を進めてまいります。

Ｋ委員

来年からの計画で、そこを詰めていって、ギャップを無くしていこうという形にはなっていると言っていますか、違いますか？そういう事ですよね。

事務局その通りです。

Ｋ委員分かりました。

会長他に何かありましたら、お願いします。

Ｈ委員

今の意見に対して関連すると思いますが、重点施策の案の中で保育の需給バランスの調整で一番大事な課題だと思いますが、その下に公立施設の在り方の検討とあります。今後必要性のある見方だと思いますが、どういう在り方が理想なのかという事で、以前民営化に進んだことがあったと思いますが、これに関して行政はどういう方向性を目指していますか。今後こういう状況の中でどうしていくのがいいのかご意見を聞かせてください。

会長

公立施設の今後の在り方についての今後の方向が具体的に分からないので、よろしくお願いします。

事務局

公立施設の在り方についてですが、ここ５年間民間の保育事業者の方にご協力いただく形で保育量の拡大を続けていて、その効果で待機児童も年度当初の解消が実現しています。一方で公立の保育所、幼稚園についてはこれまで何度が在り方についての検討をしています。周辺の自治体においても、認定こども園化という形での合理化が進んできています。本市においては特に東部地域における人口減少が非常に顕著になってきている状況があり、この地域における公立施設の在り方を民間の受け皿の動向と合わせて検討する時期がきているのではないかという判断をしています。最終的にどちらの方向に舵を切っていくのかは、政策決定というところで慎重な判断をこれからしていくところです。今後少なくても５年間東部地域中心にした人口の変動の状況、１０月に保育の無償化が予定されていますが、この無償化によって公立の幼稚園あるいは保育所のニーズがどのように変わっていくのか、その辺りを慎重に見ながら事業計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。

今後の子育て会議の開催予定は次回が８月で、その次に１０月を予定しています。１０月の無償化を挟んで前後に２回の子育て会議を開催しますので、無償化の影響を示しながら公立の在り方についても皆さんのご意見をいただきたいと考えています。

公立の方向性をどのように考えていくのかという質問だったと思いますが、今の段階でこういう形で進めていきますと名言することはできませんが、無償化を含めた要素を色々と検討して、今年度中に方向性を決めていきたいと思います。

会長よろしいでしょうか。他に何かご質問ありませんか。

Ｊ委員

東部の人口減少について新しい計画がありますね。東部の地域を活性化して住宅を新しくするとかありますが、それでどのくらいの人口増を考えているのか、埋め合わせができるのか。そういう事も踏まえての計画になっているのでしょうか。

会長Ｊ委員の質問は都市計画の絡みです。

事務局

今お話ししていただいたのは、北条まちづくり構想の第２期で、今建物の取り壊しは終わり、市営住宅の建て替えが進んでいます。工事エリアを２つに分けて、第１期、第２期、第３期と計画が進んでいます。時期は、立地適正化計画でも子育て世代に沢山住んでいただこうというのが念頭にありますが、第２期以降の計画がまだ立っていません。一応５年間で市営住宅の建て替えを終わらせて、その後第２期という形の展開が進められると聞いています。東部地域は歴史的なものも多いし、文化的な要素も多いのでそれらと絡めて大東らしい住環境を整えていくという方向づけはありますが、具体的なニーズ等は出ていません。ただ、子育て家庭が住み易い地域にするという方向づけが出ているので、人口が減っている地域に大東市としてはそこに人口を呼び込んでいこうという方向づけが打ち出されています。その計画に合わせて子育てとしての環境を整えていくという計画もこれから出てきます。５年間のスパンでどれだけのことが必要かという見極めの中で今回の計画の中に盛り込んでいく形になります。

会長Ｊ委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

Ｊ委員はい。

会長

今は建て替えが大事という事で、子育て世代については第２期以降検討していくことになると思います。他いかがでしょうか。

Ｂ委員

今後第２期の取り組みを決めていく中で、第５章で施策目標、重点施策を決めていくところと今回のアンケートを基にしてというのがベースになると思いますが、この場でしっかり議論していく為にはそれぞれの施設の制度的なものを示さないと、幼稚園の定員の在り方と保育園の定員の在り方とこども園の定員の在り方というのは根本的に違うので、ただ一言定員という単語ですが、取り扱いが全然変わってくるので、その辺りを具体的に制度的な内容を示していただけたらと思います、次の会議までに。

将来的なものを話しするのに、その度にこういう内容ですと説明しないといけないので。制度的なものをどういう形で定員が決まっていてどんな風に変えられるのか変えられないのかとか単純に東は減らして西を増やせばいいというのが一番早いが、なかなかそういかない。国で決められているものなので、できれば示してもらえるといいと思います。

会長Ｂ委員の要望だと思いますが、事務局お答えお願いします。

事務局

今回の無償化の中で、幼稚園、認定こども園、保育所、それ以外の保育関連事業。こういったものが一律無償化されるという流れが出ており、今Ｂ委員にお話ししていただいたような幼稚園や保育所の成り立ちの違いというのは曖昧になってくることも出てくると考えています。制度上法律も全く違うし、定員の設定も考え方が違うところもあるので、その辺りを踏まえた上で、施設別、日程区分別の定員の在り方は計画の中で十分検討していきたいと思います。

会長

よろしいでしょうか。今後考えていくという事です。他いかがでしょうか。特になければ事務局から連絡事項があるようなので、よろしくお願い致します。

事務局会議の途中で申し訳ありませんが、生涯学習課長の平岡ですが誠に恐縮ではございますが公務の為ここで退席させていただきます。

事務局

本日は有難うございました。今後ともよろしくお願いいたします。失礼いたします。

事務局それでは会長引き続き進行の方よろしくお願い致します。

会長

はい、分かりました。それでは引き続き次第に従い会議を進行します。次に幼児教育保育の無償化について事務局より説明をよろしくお願い致します。

（２）幼児教育無償化について

事務局幼児教育・保育の無償化について説明します。資料３をご覧ください。

前回平成３０年度子ども・子育て会議でも無償化について説明しましたが、今回委員も変わっているので、再度無償化の概要とスケジュールについて説明します。

今年１０月１日に実施される幼児教育・保育の無償化については、少子化対策取り組みの一端として子ども・子育て支援法を改定し、幼稚園、保育所、認定子ども園等の利用者負担額を無償化すると共に、私学助成型の幼稚園や認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設するものです。まずは無償化実施までの経緯について資料２ページをご覧ください。国においてはこれまで生活保護世帯の保育料の無償化や市民税非課税世帯の幼稚園の保育料の引き下げなど段階的無償化を実施してきました。平成２９年１２月には子育て世代を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する等と記された新しい経済政策パッケージが閣議決定されました。この政策パッケージに基づき平成３０年５月には無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書がとりまとめられ、６月には認可外保育施設の無償化の対象者や上限額等が記されました。経済財政運営と改革の基本方針２０１８が閣議決定されました。今年５月には、改正子ども・子育て支援法が成立し、１０月１日からは無償化の本格実施が予定されているところです。

続いて、無償化の概要です。資料３ページをご覧ください。

今回の無償化については、３歳から５歳までの全ての子どもと０歳から２歳までの市町村民税非課税世帯の子どもについて幼稚園、保育所、認定こども園の保育料を無償化するとともに、保育の必要性が認定された子どもについては認可外保育施設等の利用についても無償化の対象となっています。

最初に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用している子どもについて説明します。幼稚園、保育所、認定こども園等を利用している子どもは、３歳から５歳の全ての子ども達の利用料が無償化されます。幼稚園については、月額２５７００円を上限に無償化されます。無償化の期間は満３歳になった直後の４月１日から小学校入学前までの３年間となっております。幼稚園は入園できる時期に合わせて満３歳から無償化になります。通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまで通り保護者の実費負担となります。但し、年収３６０万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第３子以降の子どもについては、おかずやおやつ等の副食の費用が免除されます。０歳から２歳までの子どもについては、市町村民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。更に子どもが２人以上の世帯の負担軽減の観点から現行制度を継続し、保育所等と利用する最年長の子どもを第１カウントとして、０歳から２歳までの第２子は半額、第３子以降は無償となります。年収３６０万円未満相当世帯については、第１子は年齢に関わらずカウントされます。

次に資料の４ページをご覧ください。幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちの無償化については、無償化の対象となるためには、居住する市町村から保育の必要性の認定を受ける必要があります。幼稚園の利用に加え、利用日数において最大月額１１，３００円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。

次に資料の５ページ、認可外保育施設を利用する子どもたちです。無償化の対象となるためには、居住する市町村から保育の必要性の認定を受ける必要があります。また保育所や認定こども園等を利用出来ていない人が対象となります。３歳から５歳までの子どもは、認可保育料の全国平均料となる月額３７，０００円まで、０歳から２歳までの市町村民税非課税世帯の子どもは月額４２，０００円までの利用料が無償化されます。対象となる施設については、認可外保育施設に加えて、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターが対象となります。認可外保育施設は、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める指導監督基準を満たすことが必要です。ただし５年間の猶予期間が設けられその５年間については基準を満たしていない場合でも無償化の対象となります。

次に資料の６ページをご覧ください。就学前の通所施設を利用する子どもたちについてです。３歳から５歳までの子どもの利用料が無償化されます。幼稚園、保育所、認定こども園等と発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象となります。対象となるサービスについては、児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型児童発達支援等です。

続いて、無償化に係る財源について説明します。７ページをご覧ください。

無償化に係る財源負担の在り方については、自治会の負担軽減を配慮しつつ国と地方で適切な役割分担を基本として、消費税増収分を活用し、必要な地方財源を確保するものです。負担割合は、国が１／２、都道府県が１／４、市町村が１／４です。ただし公立施設については、１００％市町村の負担となります。ただし、今年度については消費税増税に伴い、地方自治体に払い込まれる地方消費税の増収分が初年度である令和元年度はわずかであることを踏まえ全額国費負担の予定です。また無償化に係る事務費は、初年度と２年目は全額国費負担である他、認可外保育施設の無償化に必要な事務経費は５年間の猶予期間に係る費用を全額国費で負担すべく措置を行うとしています。

次に、食材料費の取り扱いです。８ページをご覧ください。食材料費の取り扱いは、基本的に施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、無償化実施後も保護者負担を原則としています。１号認定の子どもは、これまで通り主食費、副食費ともに実費負担となります。２号認定の子どもは、主食費は実費負担、個別徴収となっており、副食費はこれまで保育料に含まれていましたが、無償化後は副食費が保育料から外れることになるので、１号認定と同じく主食費、副食費ともに保護者の実費負担となります。年収３６０万円未満相当世帯及び第３子以降は免除となります。３号認定の子どもは、無償化が市町村民税非課税世帯に限定されるため、現行の取り扱いを継続します。副食費の目安については、月額４，５００円となっており、大東市の取り扱いについては現在検討中です。

最後に大東市における無償化のスケジュールについて説明します。９ページをご覧ください。今回の無償化については、少子化対策に向けた国の子ども・子育て施策の大きな方針転換となることから本市では来月７月９日、１０日に事業者向けの説明会を開催し、無償化の概要や、無償化開始までの諸手続きを中心とした説明をさせていただきます。その後７月中旬頃に保育の必要の認定を受けずに幼稚園や認可外保育施設に通っている方へ、在籍する施設等を通じて新たな認定を受けるための申請書類を送付します。これと並行して、無償化に関する給付を行うための施設確認を進めていきます。なお、無償化の進捗状況については８月及び１０月に予定している今後の子ども・子育て会議の中でも随時ご報告を行います。最後になりましたが、無償化まで残り３カ月余りとなりました。国からも具体的な手続きや申請に係る様式等の情報が出てきているところですので、事業者並びに保護者の方々に混乱を招かないようスピード感を持って準備を進めていきます。

会長

ただ今の事務局からの無償化についての説明に関して何かご質問等ございませんか。挙手の上ご発言ください。

Ｈ委員

５ページのところで、対象となる施設の認可外保育施設の中で、一時預かり事業も含めてそういう事業も無償化になるということですが、大東市の場合休日保育事業を実施していますが、この休日保育についての無償化はどういった形になりますか。これに当てはまるのでしょうか。

会長Ｈ委員の休日保育についての無償化の取り扱いについて事務局お願いします。

事務局

本市における休日保育事業について今キッズプラザで実施していただいている事業がありますが、土日の休日に一時預かり事業を実施していただいている位置づけにあります。従って今回の無償化については、一時預かり事業の無償化の対象として入ってくるという認識です。

Ｈ委員分かりました。有難うございました。

会長他にご質問等ございませんか。

Ｋ委員

同じ５ページの対象となる事業、施設のところですが、私は民営のキッズシッターにいて、サービスを提供していました。私は保育士の資格を持っていて、知識もあるし、自分の子どもも育てていて、経験もあります。また、そこでは研修が沢山あって、おむつの代え方から、事業所が病児保育もやっているので、病児の対応に関する研修などを受けました。その後にファミリー・サポート・センターに提供会員として登録した時に、ご高齢の方が子育て終わって一段落していらっしゃる方がすごく多くて、その方達の力はすごく重要だと思いますが、ファミリー・サポート・センターでは研修が少なくて、提供する側としてすごく不安を覚えて、この研修で子どもたちを見て大丈夫なのと正直思いました。

確かにファミリー・サポート・センターは大東市がやっていて、無償化の対象となる施設は分かりますが、私が行っていた民営のところは東京都などとも委託契約をしていて、費用は掛かりますが、利用する側としてはプロまではいかないけど、ちゃんと形が出来ているところに子どもを預けたいとか、家事をお願いしたいという思いがあると思います。大阪でも何個か市が民営のところと契約していますし、経費的な部分もあるかと思いますが、利用する側からしたらファミリー・サポート・センターだけではなくて民間に委託するのも今後視野に入れていただけたら、有難いなと思います。その事業者は国からも厚生労働省からも認可を受けていて認められているところなので、そういう大東市の中だけではなくて、民間に委託する形の施設も対象としてもらえたらお母さん方は安心できるのではないかと思います。

民間に委託というのは難しいですよね。

会長Ｋ委員の質問について、事務局よろしくお願いします。

事務局

大東市の今目指しているところが公民連携というのを聞いたことがあるかと思います。大東市は民間の活力を活かすという事に前向きに取り組んでいるので、福祉分野子育て分野では難しいところですが、その視点は持っており、スマイルサポート事業のワクワク券として、子育てサービスの後押しをする補助券もありますので計画の中に取り組めればと思っています。

会長他にご質問等ありませんか。

Ｂ委員

４点ほどご質問します。全ての無償化されるサービスの分かり易い周知とＰＲを行政にはお願いしたいと思います。５ページに載っている民間の公共施設を利用する際こういうのも全部無償になりますよという周知をしていただいて、ランニングの周知ＰＲもあると思います。今後の重点課題としていただいているネウボラの説明だとか子育てアプリで使えるんですよと分かり易くなるようにしていただいたら有難いなと思います。その中で勘違いを起こしやすいのが、３歳と満３歳という表現がありますが、その違いを分かる保護者はほぼいないだろうと思いますので、そういったところをきちんと説明していただきたいです。

３ページの無償化の概要の説明文ですが、国の従事事業者への説明のそのまま写していると思いますが、２番目の無償化の期間は、満３歳になった後の４月１日から小学校入学前までの３年間ですとあり、上には３歳から５歳までの全ての子ども達の利用料が無償化されますと書いてあるが、ここには満３歳になった後の４月となっている。満３歳の後の４月１日まで３歳じゃないのかという疑問が出てくるかと思います。そもそも※で幼稚園は入園できる時期に合わせて、満３歳から無償化します。と書いてあるが、幼稚園だけではなく、多分認定こども園も入れるはずです。ここは国の説明ミスですね。これだけ見ていると幼稚園だけが満３歳無償化できるように読み取れるが、認定こども園の１号認定も満３歳から無償化の対象となると思いますので、ここはもう少し分かり易い説明をお願いします。

３歳と満３歳とややこしく感じます。国も全体に投げているので大東市なりの思いやりをもって分かり易い文章にしていただけたら有難いなと思います。

会長

それではまず１つめという事で、周知徹底大事な事だと思います。ここの考えをよろしくお願いします。

事務局

無償化サービスの周知ですが、色々な事業が対象になっていて、その事業のそれぞれについて対象となるお子さんも年齢だったり、資格要件だったりが細かく違ってくるという事があります。我々としても１０月の無償化に向けて事業者様だけではなくて、保護者の皆さんに向けた情報周知をこれから行っていかないといけないと思っています。簡単なパンフレットを市内の施設向けに出していますが、その中にはＢ委員が言ったような満３歳の話しや子どもが６歳になった時に資格の対象になるのかという細かい注釈が載っていないので、おそらく保護者の方は混乱を招くような事が出てくると思います。

国から示されているＦＡＱもものすごいボリュームになっていて、この辺りを出来るだけ分かり易くかみ砕いて利用者向けの案内として載せていくために、パンフレットの更新作業をやるところです。

会長まず１点目はよろしいでしょうか。では、２点目。

Ｂ委員

要望になります。２点目は通所施設の無償化もこの度認められることになりました。今までは有料で、なかなか幼稚園、保育所、認定こども園に通いながらそういう施設に行くという事が難しかった状況だと思いますが、その全てが無償化されるという事なので、子ども一人一人にとってこういう事を基準とした利用の仕方が模索できると思いますので、そういった中での利用の仕方をどんどん発信して、ネウボラや子育てアプリでしっかり発信していただければ有難いです。まずは制度やベースを作ってもらってもらうことを要望します。

続いても要望となりますが、質問や苦情等の受付を出来れば市の保育幼稚園グループで担っていただけると有難いと思います。ＰＲの中に入れてもらって、行けば答えてくれますよという場所を作って貰えたら有難いと感じます。

３点目は質問です。保育料変更の時期が、例年市民税が決まった９月になると思いますが、今回９月に保育料が変更されて１０月に無償という事務的にとっても煩雑な状況が予想される中で、国は１０月に保育料の変更をしてもかまわないよと示していると思いますが、大東市はどのように対応するのか教えてください。

会長

今３つ言ってもらいました保育施設が無料化になった事と、質問苦情受付の受け皿を作って欲しいという要望で、この２つの要望からお答えください。

事務局

通所施設無償化ですが、通所施設を利用している幼稚園のお子さんは、幼稚園の利用料と通所施設の利用料の二重の負担がかかっていたので、施設の利用を躊躇される方があったかと思います。今回は一律通所施設の利用料が無償化されますので幼稚園のお子さんに対する手助けで一つの大きな転機になるかなと思います。我々もホームページ等を通じて利用者の方に十分な情報提供を行っていきたいと思います。次に、質問苦情の受付についてですが、事業者の方に対して説明会を予定していますが、それだけではなくて質問苦情を市の方で受けとめていくところが必要かと思います。去年８月から実施しているネウボラについても今回の説明会に参加していただき情報発信を担う部署についてはその知識を吸収していただいて市民向けの情報を発信する場所を増やしていきたいと考えています。

保育料の変更については、ＦＡＱの方に１０月変更でＯＫという案内が出ており私も確認しております。決定しましたらお伝えします。

会長二つの要望からですが、最後の質問もそういう形で今調整中という事で。

Ｂ委員

大変だと思いますがよろしくお願い致します。無償化に伴って利用が増える可能性を考慮した各サービスの整備を今後検討していただきたいと思います。

会長

他にご質問等ありましたらよろしくお願い致します。よろしいでしょうか。特にご質問がないようですので本日はこれをもちまして全ての議題を終了させていただきます。皆さま様々な貴重なご意見本当に有難うございました。事務局においては委員の皆さん方にいただいた貴重なご意見を今後の事業計画に反映できるよう努めていただきたいと思います。これより先の進行については事務局の方によろしくお願い致します。

５．閉会

事務局

会長有難うございました。事務局を代表して福祉・子ども部青木部長よりひと言ご挨拶させていただきます。

事務局会長をはじめ委員の皆さんには貴重なご意見有難うございます。

今回無償化及び計画策定に関してご意見いただいたわけですが、実際今後子育て会議は８月、１０月と予定しております。今回以降色々なご意見を引き続きいただきながら計画を策定していきたいと思っております。また本来子育て会議は計画を作るという事ではなくて、大東市の子育て環境をどうしていくかという事を皆さんから貴重なご意見をいただきながら私達行政がどういう方向に向かっていけばいいのかを決する場という認識がありますので、今後引き続きご意見いただきましたらその際もお願いしたいと思います。本日は概要的な部分が出てきました。計画も肉付けをしていきます。その中で色々ご意見いただきながら最終的に将来的な大東市の子育て環境をどうしていくのかを見えるようにできればと思っているのでどうぞご協力をお願いします。本日はどうも有難うございました。

事務局委員の皆さま、長時間に渡ってご審議いただきまして誠に有難うございました。

次回の子ども・子育て会議は、８月２６日（月）午後２時からを予定しております。

正式な通知は後日送付させていただきますので、ご予定いただければと思います。よろしくお願い致します。

以上をもちまして令和元年度第１回大東市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。本日は有難うございました。